

ID: 464

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	図書貸出券の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第16条(第24条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	令和6年規則第56号		
【根拠条文】 (図書貸出券の再交付) 第16条 館長は次のいずれかに該当するときは、図書貸出券を再交付するものとする。 (1) 前条第1号の届出のあった場合のうち、図書貸出券の記載事項に変更を要するとき。 (2) 前条第2号の届出があったとき。 (3) 有効期間中に前条第3号の届出があり、相当期間を経過したとき。 (4) 有効期限を過ぎ前条第3号の届出があったとき。 (個人貸出規定の準用) 第24条 第11条第2項、第12条第2項及び第15条から第20条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日